

札幌市下水道条例の一部を改正する条例案

平成 31 年（2019 年）2 月 8 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市下水道条例の一部を改正する条例

札幌市下水道条例（昭和 34 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項及び第 16 条中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 12 条第 2 項の規定は、施行日以後の下水道の使用に係る使用料（次に掲げる使用料を除く。）について適用し、施行日前の下水道の使用に係る使用料及び次に掲げる使用料については、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以後の下水道の使用（施行日前から引き続くものに限る。次号において同じ。）のうち、当該使用に係る使用料の支払を受ける本市の権利が確定する日が施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間であるものに係る当該確定した使用料
 - (2) 施行日以後の下水道の使用のうち、当該使用に係る使用料の支払を受ける本市の権利が初めて確定する日が平成 31 年 11 月 1 日以後であるものに係る当該確定した使用料
- 3 施行日前に、改正前の第 16 条の規定により施行日前に開始し施行日以後も継続する下水道の使用に係る使用料を前納させた場合において、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に精算を行うときの使用料の算定については、なお従前の例による。

- 4 前項に規定する場合において、平成31年11月1日以後に初めて精算を行うときの使用料の算定については、下水道使用料算定額（精算の際に、前納させた使用料を基準として、認定した汚水排出量及び使用期間に応じて算定する額をいう。以下この項において同じ。）のうち、特定部分（当該下水道使用料算定額を使用の開始の日から同月1日以後初めて精算した日までの期間の月数で除し、これに使用の開始の日から同年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した額に対応する部分をいう。以下この項において同じ。）にあっては100分の108を、特定部分以外の部分にあっては100分の110をそれぞれ乗じるものとする。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（理由）

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、下水道使用料について、消費税及び地方消費税の税率相当分の改定を行うため、本案を提出する。